

R4.1.1 より 電子取引に係る電子データの保存が義務付けされます

経済社会のデジタル化を踏まえ、経理の電子化による生産性の向上、記帳水準の向上等に資するため、令和3年の税制改正において、いわゆる「電子帳簿保存法」の改正が行われました。改正の大部分は従来煩雑であった帳簿の電子化、請求書等の紙資料の電子的保存的続きの簡易化ですが、電子化への取り組み状況・企業規模を問わず**全ての企業に影響を与えるインターネット取引・EDI取引等の「電子取引」に係る改正も含まれており、R4.1.1から強制的に適用**されます。

電子帳簿保存法の改正内容 特に電子取引について

電子帳簿保存法は大きく下図の3項目を区分して規定しています。

①「電子帳簿等保存」: 所定の条件を満たすことで、パソコンの会計ソフト等で電子的に作成した総勘定元帳、仕訳帳等の書類を紙に出力せず、パソコンデータとして保存。

②「スキャナ保存」: 事業の取引に関連して相手から受け取る注文書・請求書等について、所定の要件を満たした方法でデータ化することで、紙資料の保存が不要。

③「電子取引」: EDI、インターネット、電子メール等で

請求書、領収書等の取引に係る情報の授受を行う場合、当該取引の情報の記載されている電子データの保存が必要となります。

①の「電子帳簿等保存」と②「スキャナ保存」は、「紙」で書類を保存する代わりに、一定の要件を満たすように電子帳簿、スキャナ保存による証憑類の電子データ化ができる事を規定しているものです。「紙」か、「電子データ化」するかどうかは企業・事業主の意思で、何れか一方を選択できます。

これに対し、③「電子取引」は該当する取引については、その取引の**元データである電子データ自体の保存が強制**される点が異なります。

従来は、電子取引であっても、暫定的な措置として、元データの保存に代えて紙に出力(印刷)し、その紙(書類)で保存することが認められていました。しかし、令和4年1月1日からは、法人税法及び所得税法において、元データを保存することが義務となり、紙での保存は「証憑書類の原本ではない」ことになりました。

代表的な「電子取引」の例としては、アマゾン等とのネット通販、公共料金等のWeb明細等が該当します。当該ネット通販等では、「紙」の請求書・利用明細・領収書が発行されず、全て各社のホームページの所定のサイト(ex.購入・利用履歴、マイページ)にアクセスして、先方システム上で

PDF*化された請求書・利用明細等をダウンロードしま

す。そのダウンロードしたPDFが取引の元データになるため、当該元データの保存が必要となります(*PDF以外の形式もあり得ます)。



出典：国税庁

改正後の「電子取引」への対応

パソコンの利用が当たり前になり、各種連絡、交渉等も電子メール等で行われ、ネット通販の利用も多くなっている現状では「電子取引」を避けることは現実的ではなく、次のような対応が必要となります。

1) 対象となる業務・取引の棚卸し

対象となる電子取引にどのようなものがあるか棚卸しをしましょう。その上で、取引の元データをどのように入手するか、またデータ形式について確認しておきましょう。

※特定の業務システム上で受発注等を行い、取引記録がシステム上で完結する場合、当該システムのデータ保存の内容を確認し、その業務・システムに応じたデータ保存を検討することになります。

2) データ保存に係る「事務処理規程」の整備・運用

厳格なデータ保存の方法もありますが、より簡便な方法としてデータ保存に係る「事務処理規程」を整備し、その規程に従った方法で「電子取引」に係る元データを一か所に集約し、規則的なファイル名を付すことで対応できます(下記の 3)を御覧ください)。

3) 法令による「簡便的な方法」とは、具体的には次のようになります。

- ① **事務処理規程を整備する。** 規程のサンプルは下記の国税庁のウェブサイトにあります。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/0021006-031.htm>

- ② **データを集約する場所(サーバー上の特定のフォルダなど)を特定する。**

- ③ **保存するデータファイルの名付けルールを定める**(事後の検索可能性を担保するため)。

検索は、「日付」「取引先」「金額」の3つでできることが必要で、さらに元データの種類(請求書、発注書など)が明示されている方がより便利になります(なお、金額が税込なのか税抜なのかですが、法律上の「請求額」「領収額」は税込額のことを表していると思われます)。



データファイルの名前については、例えば下記のように変更して保存します。

「日付_取引先_金額_種類」 ⇒ 例: 20220104_〇〇商事_1,100,000_請求書

- ④ **前述の事務処理規程に従って、データの管理を行う担当者に電子取引データを集約し、ファイル名の変更、年度毎のデータ保存を行う。**

ネット通販を複数の担当者がそれぞれのアカウント(メールアドレス)を使っている場合は、今後の事務作業を考慮して、ネット通販のアカウントを会社のアカウントに集約することが必要となってきます。例外的に各担当者が個々のアカウントで使用した場合は、データ管理の担当者に取引に係るデータを転送することが必要になります。

その他、詳細に関して国税庁サイト「電子帳簿保存法一問一答【電子取引関係】」を参照

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/sonota/jirei/07denshi/index.htm>



@ 11月の予定

11/10・10月分源泉所得税

・住民税の特別徴収税額納付期限

11/30・9月決算法人の確定申告

・3,6,12月決算の消費税及び地方消費税の中間申告

《休業日》土曜・日曜・祝日

黒沼共同会計事務所 検索

